

はじめに

前橋市は、雄大な赤城山を背景に、利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれた「水と緑と詩のまち」です。

その豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するため、平成12年3月に前橋市環境基本条例を制定し、それに基づき前橋市環境基本計画を策定しました。そして、市町村合併及び中核市移行、東日本大震災などの社会情勢の変化等に対応するため、平成18年3月、平成26年2月にそれぞれ同計画の改訂を行い、各種施策を総合的、計画的に進めております。

このたびは、平成30年3月に現計画の計画期間が満了となることから、これまでに掲げてきた理念や環境像を継承しつつ、上位計画である「第七次前橋市総合計画」と整合を図るとともに、さらに人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に対応しながら本市の環境政策をさらに推進できるよう、これからの10年を見据えた計画の改訂を行いました。

本計画は、環境政策を総合的・計画的に推進するため、環境汚染の防止をはじめ、身近に生息する動植物の保全、新エネルギーの導入及び環境保全活動の活性化など、環境に関する幅広い分野を対象としています。

市民や事業者の皆様には、恵み豊かな自然と共生するまちづくりを創造し、私たちの次の世代に良好な環境を残せるよう、今後とも環境行政への積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見を賜りました市民や事業者の皆様と、熱心なご審議をいただきました前橋市環境審議会の委員の皆様へ深く敬意と感謝を申し上げ、計画改訂にあたってのごあいさつといたします。

平成30年3月

前橋市長

山本龍

